

沖縄公同会運動と早熟な「自立」構想

——「特別制度」の「自治」を手がかりに——

松 永 歩

要旨

小論は、1895年（明治28）から1897年（明治30）に沖縄で展開された公同会運動を考察する。1879年（明治12）に沖縄県が設置されたが、民衆の混乱を避けるため置県直後から琉球王国の諸制度を引き継いだ、旧慣温存政策がとられる。旧慣制度は、1903年（明治36）の土地整理まで存置されることとなる。その旧慣温存期の終盤において、なぜ公同会運動がおり、その運動がいかなる特質を有していたのかを小論で明らかにする。その際、当時の社会状況をふまえながら、趣意書に記されている「特別制度」に着目したい。この「特別制度」から当時の本土の新聞は、公同会運動を「復藩」運動とみなし、時代錯誤も甚だしいと痛烈な批判を浴びせた。これまでの研究も、当時の報道を踏まえた上で公同会運動は旧士族の特権を死守するための「復藩」運動だとし、そのため沖縄の民衆にも本土の人々にも受け入れられず政治的に失敗した運動だと語られている。しかし、当時の時代状況や、趣意書の中身などから、筆者は公同会運動を単なる「復藩」運動だとみなすことに疑問を呈する。公同会運動は、政治的に失敗した運動ではあるが、沖縄の新たなリーダー層が旧慣制度の解消に向けた一つの転換点であると筆者は考える。

はじめに

小論は、1895年（明治28）から1897年（明治30）にわたり沖縄で展開された公同会運動を考察する。1872年（明治5）に琉球藩が設置され、1879年（明治12）に廢藩置県が行われた。沖縄県の設置は、日本と琉球との問題だけではなく、日本、琉球、清の三者間の問題であり国際問題でもあった。廢藩置県前後から、沖縄の帰属をめぐる沖縄の士族層の中で親日派とされる開化党と親清派と呼ばれる頑固党との二派の対立が表れ、その対立は激しくなっていく¹⁾。頑固党の一部は清に亡命し、日本の処分に対して清に救済を求め、さらに新県庁の施策に従わないなどの抵抗活動を行っていた²⁾。

また沖縄県設置の際に、民心の混乱をさけるために土地制度や税制度などの旧慣制度を引き継ぐ旧慣温存政策がとられた。それは1903年（明治36）の土地整理完了まで維持されることとなる。沖縄は県でありながら他府県のように議会をもたず、予算審議もできず、課税権も有さなかった。日本の一地方とされながらも他府県同様ではない沖縄の位置に親日派の開化党は複雑な想いを抱いていた。そのような中の日清戦争の日本の勝利は

「旧き琉球人が新しき日本帝国の臣民として生れ変わる機縁」となった（大田1995:116）。日清戦争の勝利に沸く中、日本帝国臣民として新たな一歩を踏み出した沖縄で、新教育をうけた新たなエリート層（開化党）と頑固党の一部とが結託し、政府に特別自治制度を要求した運動が公同会運動である。沖縄が日本の一地方としての地位を築いていく過程の中で、公同会運動がなぜおこり、いかなる特質を有していたのかを小論ではあきらかにしたい。その際、趣意書に記されている「特別制度」に着目したい。なぜならば、「特別制度」は、それまでの琉球王朝期に見られないような「自治」を想定しており、新たなエリート層の知識をもちこんだ沖縄の「自立」構想が示されている。公同会運動の本質をさぐる際に必要不可欠なものだと考える。

では、これまでの研究において、公同会運動はどう評価されてきたのか。公同会運動は、単なる復藩論にすぎず、そのため政府に相手にされないまま失敗に終わってしまった、というのが通説である。何をもって公同会運動を復藩論というのか、先行研究ではあきらかにされていない。公同会運動の主要メンバーが旧士族層出身であることから、そういった評価をおこなっているにすぎ

ず、いずれの研究も公同会運動の結果のみに着目している。しかし、小論では、置県後対立し、正反対の方向に進んでいた開化党と頑固党が一緒になって公同会運動を行ったという点に注目したい。頑固党と開化党の両者が同じ方向を歩みだした背景に沖縄と日本との関係、とりわけ沖縄と鹿児島との対立関係が最も大きな要因であったことを本研究ではあきらかにし、既存の公同会運動研究の中に新たな視点を提示したい。

I. 公同会運動

1. 公同会運動の概要

公同会とは、いかなるのもであったのか。日清戦争直後の1895年(明治28)、沖縄の帰属が日本に決定した頃、太田朝敷ら琉球新報同人は「愛國協会」を結成するも解散、同年6月「公同会」という名前の政治結社を組織した³⁾。公同会運動の主要メンバーは、最後の琉球王尚泰の二男である尚寅と四男の尚順、伊江朝真、護得久朝惟、高嶺朝教、豊見城盛和、知花朝章、伊是名朝睦、そして太田朝敷の8名である⁴⁾。先にも記したように、公同会運動は親日派である開化党と親清派である頑固党の一部が合流した運動であり、組織としては、会長、副会長、評議員50人、調査委員10人、幹事3人の役員をおいた(大田1995: 121)。1897年(明治30)請願書を携えた請願代表団は上京し、これを政府及び議会へ提出するとともに、各大臣の説得工作に奔走した(西里1974: 35)。公同会運動が事件として取り上げられたのはその頃である。代表団が中央政府に直接請願しようとした際に、中央の新聞各紙がこの運動を書きたてたことにより事件化した。請願書とともに提出された趣意書には、沖縄の特別制度を要求する旨が記されている。その特別制度に関する要点として9項目が記されている。次項において、この中身について見ていくこととする。

東恩納寛惇は、公同会運動を「沖縄最近世史の最も興味ある問題の一つ」だとしている。彼らの運動が復藩的な画策であったことに同情的な見方をしている。日清戦争の清の敗北で、沖縄の人々の清国に対する「事大主義が終息」した。そして琉球処分以来の日本の「行きがかりを清算し」、「版籍奉還から出直してみようというのが」公同会運動の「動機の真相」であったと記している(東恩納1979: 279)。

1897年(明治30)の請願団の上京までに公同会は、

首里・那覇の士族や各地方の旧役人層を中心に全県下を遊説する活動を行った。活動は、2区5郡に渡り、73,322人から署名を集めた。署名運動が展開されたのは、公同会が活動した明治29年から請願団が東京に送り込まれた明治30年の夏ぐらいであろう。一年ほどの間に、沖縄の各地方にまわり署名が集められたことになる。当時の人口については、請願書の中で、「40余万人」と記されている。『沖縄県統計書』によると明治29年の沖縄全域の人口が447,586人、30年が453,638人である。人口にして約16%の人が署名したことになる。西里によると、その数は「沖縄全域で成年人口の過半数を超える」という(西里2007: 203)⁵⁾。

公同会運動のねらいとは何であったのだろうか。趣意書によると、公同会の目的は、沖縄県民をして「すみやかに日本国民の性格を具備」させることにあった。「日本国民の性格を具備」するために、まず沖縄人民の民心の統一が必要であった。沖縄人民に必要とされるものは、「知識の啓発よりも寧ろ国民的精神の涵養にあ」って、さらに「制度の改良よりも寧ろ内地の社交の建設にあり」と記されている。その最も根底にあるのが「人心」の統一なのである。廃藩置県によって「人心」は分離してしまい、そのため「国民的精神の涵養を妨げ社交の改造を妨げ」ているという⁶⁾。その人心を統一する手段として、尚家を沖縄の世襲の長司とする「特別制度」の実施を掲げている。趣意書の中には、沖縄県民が日本国民に同化することによって沖縄の県民、ひいては、日本国民全体の利益になるとの認識が示されている。また同化は、「沖縄今日の時弊」を乗り越えるためにも必要だとされた。では、「沖縄今日の時弊」とは、一体何であろうか。旧慣温存政策による、沖縄経済の疲弊とそれにとまなう沖縄差別である。この点が公同会運動の起こった背景で最も重要な点だと考えられる。

2. 特別制度について

前項において、公同会運動の概観を記した。本項では「特別制度」の内容について検討していきたい。「特別制度」には、公同会が目指す「自立」した沖縄像が記されている。「特別制度」は簡潔に記されているものの、沖縄の自治の構想をその中からみてとれる。これまでの研究では、特別制度のある一点にしか注目されず、それ以外の項目についてはほとんど考察されることがなかったが、まだ旧慣温存制度下にあった時期に(請願書・趣意

書が構想されたであろう明治29年のこの段階において）、沖縄に自治構想の萌芽が見られることが興味深い。以下その9項目を記し、当時の沖縄の状況なども照らし合わせながらその趣意書の考察を試みる。

- 一、法令の定むる所の程度に依り沖縄に特別の制度を施行する事
- 一、沖縄に長司を置き尚家より親任する事
- 一、長司は政府の監督を受け沖縄諸般の行政事務を総理する事
- 一、長司は法律命令の範囲内に於いて其管内に行政命令を発するを得る事
- 一、沖縄に監視官を常置し中央政府より派遣せらるる事
- 一、長司の下に事務官を置き法令の定める所の資格に違ひ長司の奏薦により選任せられ又は長司自ら任免する事
- 一、議会を置き各地方より議員を選挙し法令の範囲に於いて公共諸般の事を議せしむる事
- 一、国庫に納むる租税は特に法律の定むる所の税率に據る事
- 一、沖縄に要する一切の費用は特に法律に定むる所の税率以内に於いて議会の決議を以て賦課徴収する事

これまでの研究で主に着目されてきたのは、二番目の条項すなわち、沖縄に尚家を世襲とした長司を設置する点である。これまでの研究においてどうしてこの点のみが着目されてきたのか。この条項の前に「特別制度を設置し精神の統帥者たり社交の中心点たる尚泰を其長司に任せられ先づ人心を尚家に統一せしめ尚家をして相率て以て皇化に浴せしむるにあり」と記されている点からも、これが特に趣意書において強調される点だとされるのである⁷⁾。

特別制度を実施するにあたって、「法令のさだむる所の程度による」ことが明記されている。沖縄の特別制度は、沖縄の独立を目指すものではなく、あくまでも日本国の範囲の中でとられる措置であったことが彼等の念頭にあった。それは、長司の行政命令に関しても同じことであり、長司の法律命令は、「法律命令の範囲内において其管内に行政命令を発するを得る」ことが明記されている。ここで、上記で登場した、「法令」や「法律」については、何を指しているのか。おそらく、これは、日本国のそれを指している。沖縄では、各地域（間切）毎にその地域の決まりのような間切法は古くから存在して

いたが、地域によって様々であった。沖縄全土に渡って布かれているような法律や法令はない。請願書に記された「法律」や「法令」とは、同時期に本土で実施されていた新三新法であったのではないかと考えられる⁸⁾。

5番目の条項を見てみると、沖縄に監視官を常置することが記されている。この点においても、沖縄は日本政府の法令に則り、さらに政府の目の届く範囲での自治を構想していたことが言える。これらの条項を見る限りにおいては、長司が独断的な裁量を有しているようには思えない。繰り返しになるが、趣意書に記されているように、公同会運動の目的は、沖縄県民に「すみやかに日本国民の性格を具備」させることにあるとされる。「すみやかに」県民を一つにするためには、他府県出身者の県知事が法令を発するより、尚家から選ばれた長司が法令を発する方が合理的であるように思われる。この点においては太田朝敷も『読売新聞』のインタビューで「現任知事奈良原氏が赤誠より発したる千の計画は尚泰侯が一言の下に成し得べき一の事業よりも其結果に於て決して好成绩を挙ぐる能はざるなり」と語っている⁹⁾。なるほどそういう意図で、尚家から長司を親任するという事を記したのかと思うと納得がいくようだ。6番目の条項にある、長司の下に事務官を置くということについては、当時の本土での官吏任命の一形式を導入しようとしていたと考えられる。しかも、長司自身の便益のために事務官を選任するのではなく、「法令の定むる所の資格」に遵うことが明記されていることも注目すべき箇所である。

7番目の条項では、議会の設置について記されている。請願書が書かれた明治29年の段階で、日本の府県においては、府県及び郡毎に議会が設置されていた。沖縄県においては県議会の設置はなされていないが、1896年(明治29)3月5日勅令第19号により、沖縄県区政が、勅令第13号により郡編制が公布された。これにより、同年4月1日から那覇と首里が区となり、島尻、中頭、国頭、宮古、八重山の地方がそれぞれ郡に編成された¹⁰⁾。県区制及び郡編成が実施されるまで沖縄県は8区域に分けられていた(はじめは9区域)。各区域に一役所が置かれ、役所長と若干の役所員が配置されていた。役所長は、他府県の郡長と同じく一定の事務を行っていたが、一般法令の適用上、間切などの行政監督権限を失う恐れや、それにともない困難が生じると予想され前記両勅令が施行された。

区制では、区に官選の区長及び書記官をおき、区長は区を統括してその行政事務を担当し、また区会の議長となるよう定められた。区の特定制民に自治権が与えられ、区会を設置し、予算を定めること、区税を納め、義務の負担などの権利が付与された。この権利の発生に伴い、重要な位置をしめたのが、経費の負担であり、すなわち税の賦課である。なぜならば、区制が施行されるまで、那覇と首里は旧慣温存制度の下、税徴収がなされていなかった。趣意書の中に記された特別制度の構想段階において、このように県区制はしかれていたので、県全体の自治を特別制度では構想していたと考えられる。

7番目の条項にある議会の設置との関連で、8番目と9番目の条項は、地方財政や地方税についても記されている。一般的に、他府県では財政に関する議決権は、県議会が有していた。県議会のない沖縄県では、沖縄の県財政に関する議決権・決定権は誰にあったのか。沖縄県の地方予算の編成権は、明治政府に握られ、その審議・決定権は帝国議会に委ねられていた（沖縄県庁には、県予算編成のための資料を提供する役割しか与えられていなかった）。したがって、沖縄県地方予算は、1909年（明治42）の「県会」設置まで、常に「国庫支弁」の形をとっており、予算の増減・変更の際は、その都度帝国議会の審議・承認を経なければならなかった。常に国益優先であったため、県に対する国庫支出は、沖縄での税徴収額を明治22年以降大きく下回っており、明治28年に関しては、国税額が484,161,988円、国庫支出の県費は236,759,887円となっている。県への支出は、国税徴収額のおよそ半分となっており、国庫支出の県費は、年々減少していった（西里1976:151）。

この請願書・趣意書の内容からわかる公同会運動の目的は、沖縄県民に日本国民の性格を具備させることにあるとされる。沖縄県民の利益は、ひいては、日本国民全体の利益になるとの認識が示されている。では、沖縄の利益とは何か。趣意書の中にも「利益」という言葉が登場しているが、これまでの研究では、この「利益」は「新たな特権階級」の利益だと理解されてきた（大田1995:125）¹¹⁾。公同会のメンバーが旧士族出身の若者であったという点で「新たな特権階級」と評価している。「特権階級の利益」が何を指しているのか。当時の沖縄の社会的背景を見てみると、税制度や土地制度においては、旧慣温存政策がとられているものの、明治20年以後農村へも貨幣（＝商品）経済の浸透は徐々に進み始めていた。

沖縄での貨幣経済の拡大のために商業を展開し始めたのが、寄留商人であった。島内に貨幣経済が浸透していても砂糖を沖縄県人が個人で取引することは許されておらず、厳しい租税制度が続いていたため、人々の暮らしは一層困窮な状況にあった。商業の中枢部を寄留商人に握られていたことによって島外に資本が流出し、沖縄県民の「利益」にはならなかった。こういった経済状況を打破すべくかれらは、特別制度を請求したと考えるのが妥当であろう。次節においては、明治20年代の沖縄の経済についてその概観を示してみたいが、その前に公同会運動が復藩運動であるかどうかを検討したい。

3. 公同会運動は「復藩」運動なのか

これまでの研究において公同会運動は「復藩」運動であり、それは「時代錯誤的」であったため政府や国民に受け入れられなかったというのが通説である¹²⁾。しかし、前項において請願書・趣意書とりわけ特別制度を検討してみると、公同会運動を「復藩」運動であったがゆえに失敗してしまった、という評価をすることに疑問を呈する。1894（明治27）内務書記官一木喜徳郎が沖縄の現地調査を行った際に、公同会運動を予言したかのような文章を『一木書記官取調書』に記していることを指摘する研究もある。一木の記録は次のようなものである。「開化黨ハ彼等ニ反シ常ニ開化進取ノ氣象ヲ有シ日ニ月ニ面目ヲ改ムルモノ如シ。然レトモ同黨ノ希望ナル復藩ヲ我政府ニ嘆願セントノ念慮ハ未タ全ク消滅セサルモノナリ」¹³⁾。この文章で留意すべき点は、「復藩」を政府に嘆願するという念が未だ消えていないということである。一木がどういった意図で「復藩」と記したかは今となってはわからない。

一般的に、公同会運動が「復藩」運動として知られるようになったものとして、『鹿兒島新聞』の明治30年7月18日の記事「復藩党の再燃」が一つの手がかりになると考えられる。大新聞と言われる、『大阪毎日新聞』や『読売新聞』は、請願団が9月に上京した際に公同会運動を報じているのに対し、『鹿兒島新聞』は極めて早い段階において、公同会の動きを察知し、県の内外に報じている。この記事では、公同会運動に参加した人々について次のように記している。

彼等は自ら称じて開化党なりと吹聴す。是れ瞞着手段なり。彼等は結髪を断ちて文明の人なりと叫ぶ、

是れ蠱惑手段なり。彼等は服装を倭一木履を更へ、洋傘を翳し、曰く日本化せりと是れ誤魔化し手段なり。此等は皆是れ彼等の狂言を演ずるに必要な仮装的器具にして楽屋の秘密は別に存するなり。楽屋の秘密とは果して何う。彼等の先づ第一の着手として為さんとする処は曰く、尚家をして琉球國の長司たらしむる事、と云ふにあり」（傍点は原文のまま、句読点は筆者による）¹⁴⁾。

同記事では「長司」の説明については、「トコシナヘノツカサ」にして、世襲の琉球國総督を意味する」と記し、公同会運動の目的については以下のように論じている。「彼自開化党は、尚家を以て長司たらしむるを得て、満足するにあらず。更に第二の目論見を有す曰く、琉球人を以て全縣下の官吏に充て全然他府縣人を排斥す。尚家長司たるに於て之を為す。則ち易々たり、と。取も直さず琉球に於ける他府縣人排斥にして、永らく彼等の意中に鬱積する問題なり（傍点は原文のまま、句読点は筆者による）」¹⁵⁾。『鹿児島新聞』の記しているような第二の目論見は、公同会運動の趣意書や請願書中には見当たらない。しかし請願書の中には、「本請願の趣意に対し、封建の制を復活し、内地人を排斥するものと為すが如きは、誣妄もまた甚だしという云うべし」というように全く反対の言葉が記されている。『鹿児島新聞』が公同会運動を「他府縣人排斥」を目論んだものであったと記している点は注目すべき点である。沖縄における他府縣人とは、大方鹿児島の人間を指している。県庁職員や、警察、そして寄留商人のほとんどが鹿児島県人によって占められていたことは、先行研究でもあきらかにされている。『鹿児島新聞』は、このことを理解した上で、自らの利益を保存すべく、沖縄の公同会運動を早い段階で失敗に向かわせたかったと考えることができる。また、『鹿児島新聞』の他の記事では、請願団のことを頑固党と記している箇所が見受けられ、さらに開化党と頑固党、公同会運動の請願団の区別がそれほど明確にされておらず、全ての動きに対し批判的に評していることからあきらかである¹⁶⁾。『鹿児島新聞』において、公同会運動を「復藩」と記したことが、その他の新聞で公同会の報道が行われる際に影響があったと考えられる。そして、これまでの研究においても公同会運動はこれら新聞記事の報道から、すなわち復藩運動と記されるようになったようである。しかし、公同会運動が何を以て「復藩」という

ことなのか『鹿児島新聞』には記載されていない¹⁷⁾。さらに、これまでの研究においても、それは全く議論されることはなかった。

ここでもう一度、趣意書の中に記されている「特別制度」について思い出してもらいたい。一つめに挙げられているように、「法令の定むる程度」により、「特別制度」を実施するという、さらには、「長司は政府の監督を受け行政事務を総理する」ということから、公同会運動は、必ずしも、琉球藩の復活を望んだ運動とは断定できないように思われる。1871年（明治4）明治政府は、廃藩置県を行った。廃藩置県により鹿児島県が設置され、琉球は鹿児島県の管轄となった。そして翌年9月14日、琉球藩が設置された。琉球藩の設置は、藩から県へという他府県と同様の順序を踏まえるための形式的な措置であった。尚泰は藩王として華族に列され、琉球藩事務は鹿児島県を離れ外務省の管轄となった。それまで琉球が締結していた外国条約は外務省の管轄となり¹⁸⁾、琉球藩は外交権を停止され外務省出張所が設置された¹⁹⁾。さらに、1874年（明治7）には、琉球藩の事務は、内務省の管轄となる。1879年（明治11）3月沖縄県が設置されるわけだが、琉球藩があったのは、1872年（明治5）9月から1879年（明治11）3月までの約6年半の短い期間である。この6年半の間に沖縄の三司官は、清国との関係存続のために、政府に嘆願したが取り合ってもらえない状況にあった。頑固党を中心に救国運動が行われるようになったのもちょうどこの時期である²⁰⁾。琉球の人々にとっては、この6年半は自分たちで意思決定できた時期ではなく、先行きが見えない時期であった。この点から、公同会運動のメンバーが「復藩」を目指していたか、疑問に残る。藩時に戻るというより、むしろ、それ以前の琉球王国時代に戻ることを目指していたという少しは理解できるような気もする。しかし、ここで問題となるのは、公同会のメンバーが琉球王国復興を目指していたか否かである。この点に関しては、趣意書の中に「封建の制を復活し内地人を排斥するものと為すが如きは誣妄も亦甚しと云ふ可し」と記されていることから尚家による封建制の復活を意図とした運動ではないことがわかる²¹⁾。さらに、救国運動の担い手と公同会運動の担い手が違う点に注目すべきである。亡命琉球人は、琉球王国の旧士族層で王国時代に青年期を形成した世代である。他方公同会運動は太田朝敷に代表されるように、日本へと留学経験を有し、新しい明治国家を実際

に見聞した世代である。

また、公同会運動を「復藩論」としてとらえる論説では、第二の条項で記されている「沖縄県に長司を置き尚家より親任さるる事」という部分にも着目している。尚家を長司に置くことによって、封建制の復活を目指していることがあきらかだというのである。『鹿兒島新聞』の記事においては、そういった論調が見られたが、その論調が時代を席卷していたかという一概にはそういえない。『読売新聞』（明治30年7月25日）の「沖縄県の根本問題」という記事を見てみよう。ここでは、その問題の箇所において以下のように論じている。

凡そ一国の行政には自ら一定画一の方針あり。故に今琉球一部の人士が計画する如く、旧藩主尚泰候を長司に戴きて以前の藩候政治を今日の沖縄県に復活せしむるは、我行政の大方針に於て許さざる所なりと雖も、同県人が旧藩主の社交的勢力に依頼して琉球全島の改善を図らんと欲するは、余輩の敢て異論なき所にして、寧ろ之を勸奨すべきものなるを信ぜずんばならず（句読点は筆者による）²²⁾。

この記事では、尚泰を長司にすることに反対ではなく、それどころか「勸奨すべき」と記されている。その理由は、尚泰が東京に移って以来、「朝廷を尊崇する念」が深く、明治8年に清への進貢使が廃止された時も、沖縄の旧士族たちの多くが清を恐れ動揺したのに対し、朝廷の大命に背くことなく、「断然廃止を決行」したその態度に感心している。沖縄の人心が乱れているのであれば、「風紀の壞頹を恢復し道徳義を維持するには候が責任ある行政の位置に立つより寧ろ社交的勢力によ」って「之を匡正するを良策とす」と記している。ここで注目しなければならないのは、沖縄県にとっての尚泰の立場が「行政の位置」ではなく、「社交的勢力」として位置づけられている点である²³⁾。「社交的勢力」として位置づけるのであれば、尚泰が長司になってもよいということである。必ずしも本土における新聞が、公同会運動を強く全面的に非難しているとは限らない。

II. 奈良原県政下の沖縄

前節では、明治28年から活動がおこった公同会運動について概観をおこなった。本節では、公同会運動がな

ぜこの時期に起こったかを当時の沖縄を取り巻く経済状況に着目してみたい。これまでの研究の多くは、公同会運動を担ったメンバーに旧士族階級出身者が多いことから、自らの利益を求めたために行ったという見方が通説である。しかし、その見解に少し疑問を持つ。その見解は、沖縄社会を士族と農民、そして県外者である役人や寄留商人を階層的対立から見ているにすぎない。たしかに、そういった見方も考えられるが、その見方からすると注意すべき点は、前節でも指摘したとおり、公同会運動を担ったメンバーが、旧士族階級出身者であったということよりも、彼らは新教育制度を受けた世代であるということである。彼らは、新時代の担い手として教育を受け、しかもその多くが上京している。上記した特別制度に彼等の新教育の成果がある種、現れているといえるのではないか。では、彼らをそうさせたのは、一体何だったのか。沖縄は、置県後も旧慣制度を続けていたため、本土よりも20年ほど発展が遅れていたといわれている。自治体制はもちろん経済の面でも同じであった。これまでの多くの研究は自治的な遅れに着目しているが、その背景にある、顕著な経済の遅れについて十分語られていない。太田朝敷は、明治36年の『琉球新報』の「琉球新報は何事を為したる乎」という記事の中で次のように記している。

本縣の経済に関しては我輩は大に努めたり。尚ほ将来に於ても殆ど全力に傾注する方針なり。今や本縣諸般の経営に関して政治に於ても教育に於てもそれぞれ相応の設備ありて、その研鑽怠らずと雖も独り経済に至りては殆ど旧藩の陳套を継襲せるに過ぎず。之が革新をなすはこれ決して容易の事にあらざるを認め我輩は一面には当局者に向つて注意を促がし、一面には実業家に向かつて種々の警告をなし、或は、本縣の大物産たる砂糖に対しては特別の方法を設け毎月砂糖月報を発刊する等力の及ぶ限り経済の許す限りは努めたり。諸君よ、この点に就いては、我輩は当局を始めとして県下何れの団体にも譲らざるなり²⁴⁾。

この文章からわかるように、太田は教育や政治の面も努力は必要であるが、とりわけ経済について県内最大の物産である砂糖を重点的にこれからも努力が必要だと記している。特に最後の一文からも、経済をどうにかしな

ければならないという太田の強い意識がひしひしと伝わってくる。経済の遅れをここまでにしたのは、旧慣制度だけではなく、寄留商人、とりわけ鹿児島人の存在が大きいと太田は考えていた。公同会運動が起こった時期の沖縄県知事は、後に「琉球王」と呼ばれる鹿児島出身の奈良原繁である。沖縄の人々にとって、この奈良原の存在は、非常に危機迫るものであっただろう。奈良原政権下では、大量の鹿児島県人の官吏や教師としての登用が行われていたが、そればかりではなく、奈良原は、経済界においても多大な影響力をもたらしている。以下、奈良原政権下の沖縄経済についてみていきたい。

1. 政界と経済界の癒着— 杣山問題 —

奈良原県知事の実績としてあげられるのが、土地整理事業である。その土地整理事業との関連で杣山問題がある。杣山問題とは、1893年（明治26）から始まった開墾政策の際に起こった問題である²⁵⁾。沖縄県は、旧藩時代の藩吏が置県時に職を失い、その生活の貧窮対策をすべく、貧窮士族の救済と人口食料問題、産業開発という名目で開墾を進めた。当時、沖縄県技師であり開墾事務取扱主任であった謝花昇（1865-1904）は、奈良原県知事の杜撰な開墾計画に反対した。奈良原の行う開墾政策は、貧窮士族の救済と産業開発に名を借りる不当な私利私欲の追求だとし指摘し、謝花は反対した。謝花は、30ヵ年の無料貸付で6年以内の開墾成就を条件として沖縄本島北部の杣山の開墾目的を産業開発と貧窮士族授産の範囲に限定すること、さらには風水害、旱害の原因となるような場所、あるいは樹木薪炭の資源を枯渇させるような場所に関しては一切許可しないとした。そして、中頭郡の越來村やその付近にある荒蕪地の一部に限り、貧窮士族授産のみに開墾を許可した。

しかしこうした開墾の申請は、沖縄の旧支層のみならず、日本本土の有力な政治家・実業家がほとんど無制限とも見える土地占有競争を繰り広げた。その代表例が、八重山開墾問題である。貴族院議員の小室信夫、内務官僚の松岡康毅、東京の砂糖商・鳥海清左衛門、殿木善兵衛、中川民七の三名、貴族院議長蜂須賀茂韶侯爵の家令・藤本文策、中川虎之助の八重山での代理人、中村旭、それに奈良原県知事の甥と言われる久保吉之進などが八重山開墾を申請した。この申請を許可するのは、奈良原県知事であった。謝花ができたことといえば、開墾許可に際してその目的を逸脱しないよう、可能な限り細かい制

約条件をつけることであった。明治27年の沖縄は、未だその統治体制は、内務省の管轄圏内に置かれておりそれを代行するのが県知事である奈良原であった。八重山開墾は主に黒糖生産の奨励を目的としていたが、多くの申請者が、土地整理の際の土地取得を考えた上での土地の獲得にすぎず、黒糖生産を目的としたものは、わずかであり、それを奈良原は許可していた。

この杣山問題は、帝国議会においても議題にのぼっている。明治27年5月26日の午後1時20分開会の衆議院本議会において、長野県選出の木内信は、奈良原県知事の開墾政策についての質疑を行った。内務官僚の松岡康毅や貴族院議員の小室信夫らが開墾を申請した石垣島の開墾に大なる疑問があるということで政府を追及した。伊佐によれば質問の要旨は次の4点であるという。一点目は「開墾借地願」では洋式製糖場建設のために蔗作農場用として原野の借地を認めてほしいということ申請された際、きちんと確認したのか、二点目に、先の一点目を確認しているのなら、いつ、どのような場所に建設したどんな製糖場のことなのか、三点目に、松岡とその他9名は願書と沖縄県知事が与えた「命令書」の規定に反して開墾地を第三者に貸しているが、なぜ政府はそれを黙認するのか、四点目に、現在内務次官の職にある松岡は官吏服務規律に抵触するのではないのか。この質問がなされたきっかけというのは、請願人の久保吉之進が奈良原の甥であり、藤本文策が蜂須賀貴族院議長の家令であることで、奈良原の裁量で開墾事業はすすめられることから、政界と経済界の癒着があるのではないかといいところにあった。そのため、この質問は、内務大臣への詰問であり、奈良原県知事の批判であった。

これに対する答弁は、5月30日に内務大臣臨時代理、芳川顕正司法大臣が行った。上記の申請が製糖場建設を必要条件として認可したのではないこと、第三者への転貸の事実はないこと、開墾申請時に、松岡は内務次官ではなく八重山開墾事業も商業ではないため官吏服務規律に該当しないという、簡単な内容であった。しかし、木内は回答に納得せず、6月2日に「沖縄県下八重山列島石垣島官有地貸下ニ関スル政府ノ答弁ニ対シ質問書」を提出する²⁶⁾。なぜ木内がこの問題を追及したのか。伊佐によると6月2日の木内の演説中に「昨日中村弥六君ガ彼（松岡康毅）ノ何ノトキニ聞イタラ、吾ハ彼ノ八重山島ノ事ニ就イテハ実ニ清廉潔白デアッテ、水晶ノ様デアルト言ハレタ」という箇所から木内は中村弥六から杣

山問題の情報を得たのではないかと推測している。その理由としては中村が、「謝花の東京山林学校と東京農林学校での恩師であり、その後も緊密な関係をもつ人物である」ことをあげている（伊佐 1998: 296）。

国会で取りあげられるほど、奈良原県知事と本土の実業家とのパイプは明らかなものであった。この山問題については、沖縄の人々の間でも話題になった。奈良原が県政を握ったことで、寄留商人に追い風となる政策が展開されていった。山問題はその象徴的な問題だと言える。

2. 沖縄経済と寄留商人

廃藩置県後の沖縄にとって重要な政策課題は、教育と糖業奨励を最重点におく砂糖偏重主義の勸業政策であった（金城 1970: 176）。砂糖は命脈と言うべき第一の物産であり、しかも「砂糖は貢租の重要産物であり、糖業の消長は国庫の収入に重大な関係があった」からである（太田 1932: 162）。また、日本全国でも砂糖は綿布とともに輸入防遏政策の主要な対象となっていたことである。農務彙纂『砂糖ニ関スル調査』によると、「明治初年ニ於テハ、内地糖業ハ有史以来ノ最盛期ナリキ。然ルニ、其後外国貿易ノ発達ハ、安価ニシテ良質ナル砂糖ノ輸入トナリ、日本内地ノ糖業ハ大打撃ヲ被」ったとある。そのため、沖縄における砂糖勸業は、政府の安価な外国糖の輸入に対抗する方針に伴うものでもあった²⁷⁾。このようにして、明治政府＝県当局の勸業政策の中心が糖業の「保護・奨励」におかれた（西里 1973: 154）。

置県以前の王府時代から糖業は沖縄における第一の産業であった。黒糖は商品価値が高く、唯一の換金作物であったため、生活に苦しむ農民たちは砂糖を作っては借金の抵当にあてていた。沖縄の砂糖の取引法には、主に3つの方法があった。零細農家が資金繰りに困った際に、次の製糖期に製造される砂糖を引当て砂糖商から高い利子で金を借りる「前代法」²⁸⁾、村や与の生産家が製造した砂糖を競争入札によって取引する「入札法」、砂糖商が「砂糖買い」と称する仲買人を製糖の季節に村をまわらせ、大量に砂糖を買い集める「競買」である。しかし、時代が移り、幕末から寄留商人（鹿児島商人）が砂糖売買に介入し始める。寄留商人が砂糖取引に多大な影響を与えるようになる²⁹⁾。明治期には、一枚高利貸しや地方資産家も加わったが、鹿児島系の砂糖商とは比にならなかった。農民は納税や臨時の出費のために高利の前代

を借り、ていたが。砂糖取引上で農民を保護する対策はほとんどなく、結果的には農家が不当に安い値段で買い叩かれ、不利な立場にたたされることとなった。

これら鹿児島寄留商人の糖商がどうして莫大な資金量を動かすようになったのか。その背景には、糖商と寄留商人系の金融資本との結びつきがある。また、沖縄経済を全国経済圏へ統合するための条件は、同一貨幣の流通を基礎とした金融機関の創出に求められた。置県の前年である1878年（明治11）11月、鹿児島県人、垣田孫太郎は沖縄に両替店を設立することを願いでた。垣田らの請願を受けた明治政府は、1879年（明治12）3月3日付で両替店を許可し、両替資金として3000円を無利息で貸し下げた³⁰⁾。これが寄留商人の金融のはじまりとされる。

1880年（明治13）沖縄初の銀行「国立第百五十二銀行」が那覇東村の寄留商人村田孫平宅に設立された。第百五十二銀行の発起人は鹿児島県士族松田通信外4名であり、当初の資本金は5万円であった。創立者の本籍が鹿児島県にあるため、身元取調べ、入金検査などの創立上の手続きは、便宜上鹿児島県において取扱われた³¹⁾。第百五十二銀行は、両替業務、為替業務を行い、県庁の預金も受託していた。ここに、鹿児島の資本と県庁との結びつきが見られる。そもそも国立銀行の設立認可は、維新以来物価騰貴で困窮している士族を救済するため各県に国立銀行を設立しようとする新政府の方針であったが、沖縄県では、沖縄の士族授産事業として銀行が機能していたわけではなく、寄留商人に多く貸し出されていた。そして、こういった島外資本を背景に、取締役の松田通信は、海面埋立事業を行った。さらに屠殺業の独占を図ろうとしたが、県人の反対運動が起こったという（太田 1932: 221）³²⁾。1883年（明治16）に日本銀行が設立され、国立銀行紙幣の銷却が始まったその年に、第百五十二銀行は本店を鹿児島に移し、那覇の本店は沖縄支店となった。

同年に、1883年（明治16）4月6日「国立第百四十七銀行」那覇支店が営業を始めた。この第百四十七銀行も鹿児島の士族たちによって設立された。初代支店長は田代静之助である。第百五十二銀行に代わって、国庫支出の代理業務を獲得した。また、三重城、西新町2丁目の埋め立て事業も行った。その他初期の島外資本の銀行として、鹿児島の島津家と密接な関係をもつ第五国立銀行も、1873年（明治6）の創立当初、琉球に支店を設ける

ことを明記したが、それは実現しなかった³³⁾。

寄留商人たちの活動の舞台は商業をはじめ、金融、移出入貿易、海運、鉱山開発、開墾とさまざまな分野であった。これらの分野で寄留商人は沖縄経済に多大な影響を及ぼした。明治30年の沖縄の商業の状況を佐々木笑受郎は「琉球士族の企謀と沖縄」という記事において以下のように記している³⁴⁾。

沖縄県の商業上の首府たる那覇に於ける大商人は殆ど全く他府県人特に鹿児島人なり。県民の要する内地産物の際部分は一度必ず其手を経ざる可からず。本県産出品の重なるものは又必ず其手に落ちざる可らざるは本縣人の為に毎に遺憾とする処なりと雖も、営業上の自由の存する限り亦如何ともなる能はず³⁵⁾。

寄留商人の力は絶大であった。その時期の商業戸数はどうであったかという、「明治二十八、二十九年頃の商業戸数は、卸売商百二十六戸、仲買商六十二戸、小売商千九百十六戸、計二千二百四戸であり、卸売商の「殆ど所謂寄留商人の独占」であった（太田 1932: 168）。そもそも寄留商人の沖縄での経済活動は、沖縄県の設置以前にすでに始まっていた。1872年（明治5）以降、鹿児島系商人が雑貨、金物類を商ったのが始まりとされる。先にも記したように、1871年（明治4）鹿児島県が設置され、琉球は鹿児島県の管轄圏内にあった。それから鹿児島系商人の活動が始まったといえるだろう。砂糖、米穀、反布などの卸売商、仲買商はほとんど寄留商人によって占められていたのはこれまでの研究においてすでに指摘されているところである。太田朝敷は、鹿児島商人が「随分ぼろい儲けをし」ており、「明治三十年の頃までは、米一俵から一円以上の利益がなければ儲けとはいわれぬという位であり」、「移出の砂糖の如きは尚更である」と記している（太田 1932: 170）。その関連で移出入の面においても、寄留商人は旧慣温存政策に基づく制度をたくみに利用し利益を上げていた³⁶⁾。

那覇目貫き通りの、東、西村、石門通りは寄留商人の店が立ち並んでいた。地元商人は、泡盛、外来輸入商の新里康昌、喜屋武元持商店、茶商としては生和、呉服の仲村渠商店など、4、5件であったという³⁷⁾。明治30年頃まで県民が卸売業を営むものは少なく、明治25年ごろ沖縄県居住の卸売商人は、鹿児島県出身者が6、沖縄県出身者が3、他府県出身者が1の割合であった³⁸⁾。

3. 島内資本の展開

前項では、寄留商人の経済活動についてみてきた。寄留商人の活動は、明治前期から活発であり、沖縄経済に多大の影響を及ぼした。寄留商人に遅れ、公同会運動後に沖縄県人の経済活動が活発化していく。寄留商人による経済的な支配体制に対抗すべく、尚家を中心とした旧士族は、経済活動を展開した。尚家の財力は、60万坪の所有地から得られる小作料、華族年金2,500円、一割利子付公債20万円という莫大なものであった。1883年（明治16）11月に尚家の資本をもとに丸一商店が開業する。本店を那覇に、支店を大阪、福州、台湾、八重山などに置き、沖縄—本土間の貿易のみならず、沖縄—中国間の貿易活動を展開した。その他の尚家系のもので、国頭の銅山、八重山開墾（明治20県庁より尚家が認可を受ける）、沖縄広運会社（明治20）、沖縄銀行（明治32）がある。明治30年頃に、新里、金三、高嶺、津嘉山の各商店が大阪に卸売として進出した。

旧慣温存政策の下で、依然として旧来の大部分の特権が旧士族たちに保障されており、毎年100円から2000円に至る金禄を彼らは受けていた。「生活上では寧ろ藩政時代より却って有利であった」と太田朝敷は記している（太田 1935: 200）。中には、金禄などを商業資本や産業資本へと転化し、企業活動に参入した者もいた。

八重山では、沖縄本島より貨幣は流通しておらず、物々交換を原則としていたが、寄留商人の浜崎藤兵衛が浜崎商店を開設し、松村仁之助など商業活動を展開するようになったといわれた。貨幣の流通の条件も形成され始めた。丸一商店は、これら寄留商人に対抗する形で開店した。丸一商店の経営は、「仕繰方」とも称され、蔵元の機構に似たものであったという。そのため、丸一商店の商法は「民衆の半強制的な押し売り、買い叩きであった（西里 1973: 279）。1ヵ年8割ぐらいの高い利子をつけて「物品貸附」し、その取立ては、王朝時代の旧官吏のごとく、貢租を取り立てるようだった。民衆から買いたい物品は、届けさせるなどして、商人とは思えないほどであった。また、置県後も役所で官吏として働いている者も公務をそっちのけで、丸一商店のために働く者もいた。それらは、本来の公務をそっちのけで「民衆への押し売りと搾取に奔走した」ようだ（西里 1973: 279）。丸一商店を通しての目的とは、当時、沖縄を視察に来ていた笹森儀助によると、「今ハ日本政治ニ支配セラルルモ、支那軍艦来レバ日本官吏ヲ逐払ヒ、再ビ尚家ノ旧政ニ復ス」

ことがあったと記している。

丸一商店は経営を始めると、その商品を沖縄内部だけに流通させることはもとより、寄留商人に対抗するには島外にも流通が必要だと彼等は考えた。そこで次に必要なのは海運業である。沖縄における物品の輸出入は、寄留商人によって独占されていたため、コストがかかることが難点であった。コストの面から、さらには独自の流通経路の開拓の面から1887年(明治20)頃から尚家を中心とする士族たちも海運業へのりだした。彼等は「広運会社」を設立した。広運会社は、「球陽丸という五、六百噸の汽船を購入して、那覇、大島、鹿児島、神戸、大阪等の航海を開始した」(太田1932:128)。日清戦争後には、公同会の参加メンバーであり、尚家の家扶である護得久朝惟が社長に就任した。彼は「大いに業務を拡張して千四、五百噸の広運丸を購入し、その後更に広運丸級の大島丸を購入して営業を続け」た(太田1932:128)。一方寄留商人団とはいうと、1897年(明治30)に、鹿児島郵船会社を設立し、千噸級の沖繩丸を就航させた。明治40年頃、寄留商人の開運会社の解散によって、その所有船と航路権を広運会社は譲りうけた。こうして、那覇-大阪間の航路は広運会社、大阪商船、鹿児島郵船の3社間の競争になったが、1916年(大正5)に広運会社は解散し、持株、事業いっさいを大阪商船へと譲渡し、それから大阪商船の独占へととなった。

三番目に、尚家の事業に資金援助する島内資本での金融業についてみてみよう。前項でもみたように、置県前後から、砂糖前代などにおいて、寄留人の農民に対する貸金業の介入が見られた。さらに第百五十二国立銀行や第百四十七国立銀行が設立され、寄留商人の沖縄での勢力がますます加速された。島内資本による銀行では、1899年(明治32)にようやく沖縄銀行が設立された³⁹⁾。沖縄銀行は、尚家の資本を元に資本金10万円、払い込み資金2万5000円で設立し、本店を首里においた。初代頭取に高嶺朝教、専務に高嶺朝申が就任した。設立後、西洋式の銀行簿記を修得した者がいないため、頭取以下は、大阪の浪速銀行に出張し研修を行い、もしくは県庁の会計課に勤務する百名朝計の指導を受け、銀行員の速成が急がれた。沖縄銀行は、沖縄銀行は、沖縄県人の商業やその他事業への進出を後押しすることとなった。

最後に、開墾事業についてみていこう。士族層の開墾事業の代表例は、県による失業士族救済である授産事業の一環としての久米島開墾(1885年、明治18)がまず

あげられる。尚家中心の開墾事業は、寄留商人と同じく八重山であった。1892年(明治25)に中川虎之助が八重山開墾に着手し、その翌年に首里と那覇の士族の「稲福政文外十名」たちが開墾を出願し、許可された。八重山開墾事業も「復藩」運動の資金の捻出のため、そして八重山民衆を旧秩序のもとに緊縛することが意図されたと西里は記す(西里1973:282)。開墾の知識も経験もない士族たちにとっては、開墾は困難なものであった。士族たちは「移住人規則」というものをつくり、八重山の民衆を無報酬で開墾者の家屋建築や食糧生産に使役することが規定された。

寄留商人資本と島内資本の経済活動にみられる以上のような当時の動向に照らしてみるとき、「特別制度」のもつ意味が改めて問われうることになる。すなわち、農民層に対する寄留商人の収奪が置県以後激化していたこと、とくに奈良原県政期には、開墾の名の下で本土人による権益形成が顕著になり、これに対する反感が広がっていったことである。沖縄県の設置の経緯からして、鹿児島県人の沖縄における権益形成には著しいものがある。一方、島内資本の中軸をなした尚家および旧士族たちの経済活動はどうであったかという、丸一商店の営業実態からみると旧社会の特権の上に展開されたものであったことは確かである。したがって、これら島内資本が順調に成長したときの沖縄県の民生が、寄留商人による収奪下にあったそれと、どれほどの違いが生じることになったであろうかについては、さほど明確な推測はできない。しかし、本節において紹介した佐々木笑受郎の指摘はやはり重い意味をもつ。すなわち営業の自由の名の下で、沖縄は確実に日本国家によってというよりも、鹿児島県人を中心とする寄留商人の権益収奪の場と化しつつあったのであり、他府県とは異質な半植民地的な状況に転落しつつあるように感じられていたのである。寄留商人たちの権益形成が、奈良原県政下で鹿児島資本と官との連合・癒着によって進められていたのであれば、尚家を中心とする旧士族たちの島内資本にとってはこの連合・癒着の体制を換骨奪胎することが急務の課題であったといえるだろう。公同会運動の主導者たちの請願書に盛り込まれた「特別制度」はこうした文脈下で理解される必要がある。

この運動の担い手たちが、置県後の新教育を受け、本土留学も経験した新世代の人々であったことを考えれば、公同会運動を単純な「復藩」運動としてみることは

やや無理がある。むしろ、奈良原県政下で進みつつあった沖縄の半植民地化に抵抗するために沖縄行政権の奪還に焦点を据えた沖縄自立化へむけた早熟な戦術をそこにみるべきであろう。なぜ早熟だったのか。内発的な発展、沖縄経済の自主的発展をリードするだけの島内資源に欠けていたがために、彼等の沖縄支配の方向性が旧社会の支配構造からの離脱の視点に欠けており、鹿児島県人と県行政の連合・癒着体制にとってかわるエリートの交代劇を目指しているにすぎないように見えるからである。

むすびにかえて

小論では、明治中期に起こった公同会運動に焦点をあて、特別制度の内容や当時の社会状況から、公同会運動の特質をあきらかにすることを試みた。これまでの多くの研究では、公同会運動は「時代錯誤」の「復藩」運動にすぎず、政府や国民に相手にされないまま失敗に終わったと語られている。その際に、公同会運動のこういった側面が「復藩」運動であるのかを議論されることはなかった。しかし、これまで言及されてこなかった趣意書の「特別制度」に着目し、さらに、公同会運動の主要メンバーや彼等をとりまく沖縄の社会状況を踏まえるならば、必ずしも公同会運動は単なる「復藩」運動とは言えない。

これまで多くの研究が指摘するように、たしかに公同会運動は、政治的には失敗であった。彼らが直面した沖縄の現状、つまり鹿児島県人を中心とする寄留商人の権益収奪の場と化しつつあったこと、さらには、奈良原県政下で進みつつあった半植民地的な状況に転落しつつある沖縄の現状を乗り越えるために彼らは、「自治」の構想を行ったのである。沖縄行政権の奪還に焦点をすえた沖縄自立化へむけた戦術をそこにみることができる。しかし、沖縄経済をリードするだけの島内資源に欠けていて、そのために彼等の沖縄支配の方向性が旧社会の支配構造からの離脱の視点に欠けていたこと、この点が早熟な「自立」構想だといえるだろう。

早熟な「自立」構想ではあったが、沖縄に入り込んだ多くの島外資本を島内資本で対抗することによって、新たな沖縄の「自治」を目指したのは事実である。その点において、公同会運動は、置県後から1903年（明治26）の土地整理終了に至るまでの旧慣制度の解消にむけた重要な転換点であったといえる。経済的な自立、内発

的な発展経路の模索と「自治」の構想をこの公同会運動から読み取ることができる。

注

- 1) ここで、開化党と頑固党について簡単に記しておきたい。本文中にも記しているように、琉球処分前後の新制度を喜ぶの親日派の士族集団のことを開化党と呼び、琉球処分の過程で琉球の日本統合に反対し、琉球王府の維持、存続を強硬に主張した亀川盛武を中心とする親清派の集団を頑固党と呼ぶ。頑固党は、さらに二つの潮流によって分けられる。亀川盛武を中心とした亀川党（黒党）がその一つである。首里・久米村上層部からなる士族集団の潮流がそれにあたり、極端な支那崇拜者である。もう一つは、琉球藩庁の首脳部である。漸進的な日清両属を主義としたとされる。頑固党は、琉球処分に対して激しく抵抗し、1875年（明治8）7月以降「政府の命令を固く拒絶するを以て主義定め固体を結び」、党派の結束を固めた。置県以後の抵抗（非協力・不服従運動）が彼らの運動の最高潮であった。その後は、脱清行為によって、清国に対して救援を求めている。開化党、頑固党とそれぞれに「党」と付くがこれは、あくまでも派閥的な意味合いが強い。頑固党は、置県後も集会を度々繰り返し行い、脱清行為を繰り返し、救国運動を行っていたが、日清戦争の終結によりその行為も少なくなってしまう。さらに、脱清行動を取り締まる法律が後に制定され、活動は極めて困難な状態へと追い込まれてしまった。開化党は、置県後は頑固党のような組織的な動きはほとんどなかった。彼らは、1893年（明治26）に沖縄で最初の新聞である『琉球新報』を創刊し、新しい沖縄のオピニオンリーダーとして地位を確立していく。
- 2) 1879年（明治12）に沖縄県が設置されてからも、日本と清の間で琉球の帰属問題が日清戦争終結まで懸案の一つとして位置づけられる。琉球の帰属問題にかんしては、西里喜行『清末中琉日関係史の研究』（京都大学出版）を参照のこと。
- 3) 太田朝敷は、『沖縄縣政史五十年』において公同会運動を次のように回想している。「明治29年か30年頃、開化党の長老株の間に起つたのは、尚泰侯を本縣知事にして貫ひ度いと云ふ問題で、これは頑固党の多数が賛成したので、公同会といふ團體を組織し、遂には政府に請願するといふ運動にまで移つた。留学帰りの護得久朝惟、高嶺朝教、豊見城盛和の諸君と共に私も仲間入りをした」（太田1932:250）。

また、公同会が結成される以前の愛國協会について、『鹿児島新聞』明治30年7月18日の記事「復藩黨の再燃」によると愛國とは、「帝國に對する意味にあらずして旧琉球國に對する義」である。その規則は「第一には尚家（旧王家）を以て世々琉球の主宰たらしむること、明記し、尚泰侯の第三子其會長にして事務所を同第二子の邸宅内に置く」ことであった。管見のかぎりでは、愛國協会の史料に関してこれ以上のものを見つけることができなかったが、おそらく、これまでに公同会運動の評価の際に、愛國協会と公同会の

メンバーが同じ顔ぶれであることから、愛國協会と公同会運動を同一視している。愛國協会の史料自体が乏しく、愛國協会の設立時期が極めて短いことや、なぜ解散したのかなどその実態はよくわからない。公同会における請願書・趣意書に記された内容と愛國協会の規則と比べてみると、公同会の方に近代的な自治を想定した内容が盛り込まれており、その内容は琉球王国復興ではなく、特別自治を目指していたことから、組織メンバーが同じであっても、愛國協会と公同会を同一視して語ることは十分ではないと考えられる。

- 4) 開化党である『琉球新報』の設立メンバーのうち、太田、高嶺らは、自らを開化党と称しているが、その他のメンバーについては、特に表明していない。しかし、これまでの研究において、『琉球新報』自体が開化党の機関紙であったと記すものもあるため、本研究でも『琉球新報』に携わった人々を開化党と記している。開化党の中でも、日本に対する姿勢に違いがあり、主義主張の異なる集団がいくつか反目していたということは、伊佐によってあきらかにされている。伊佐眞一「沖縄近代史における大田朝敷」(1996)を参照のこと。
- 5) 大里は、公同会運動の目的を「一部進歩的な見解をもつものが、これを目して旧藩とその専制を復活せしめんとするものであると考えたのは当然のことであろう」と記している(大里 1969: 91)。そのため、藩政時に苦しみきった農民らは、この運動に交換を寄せなかったのは当然のことだとしている。また、太田朝敷の自著から、太田自身が公同会運動に対して「自己の努力に自身がなかった」ことからわかるという、太田の著書から次のような引用をおこなっている。「立憲政治も既に十年近くも経て来た時代であるからこんな請願が採用されない位はわかり切った話で我々は人心轉換させる適宜な一策として援助した譯だが、この問題については留学生の連中からも手厳しく攻撃された」(太田 1932: 250)。公同会運動時に、本当にそう思って活動していたかどうかは、わからない。また、当時の反省の弁ともとれる言葉として以下のことも記されている。「當時は新知識の所有者とされた我々までがこの運動に参加したのは、却つて縣人に對する信用を傷ける外何等の効果も持ち來さなかつたのである。適宜な一策だなどと理窟はつけても、少くとも思慮の足りなかつた責は免れない」(太田 1932: 252)。この点について太田が、公同会運動を何十年後かに回想しているため、結果を踏まえた上での話をしているかのようにも感じられるが、推測の範囲でしかない。
- 6) 『那覇市史』資料編2巻中4、1971、p. 652。
- 7) 前掲書、p. 652。
- 8) 日本本土での地方制度について簡単に記しておきたい。沖縄の廃藩置県が断行される前年の1878年(明治11)7月、いわゆる地方三新法が成立していた。「郡区町村編成法」「府県会規則」「地方税規則」である。この地方三新法は、「基本的には、旧慣尊重という名のもとに自主的發展をしていた町村自治組織を公認し、地方分権という名のもとに地方議会の

設置を制度化しながら、士族反乱を征服してようやく本格的な殖産興業と富国強兵にのりだした明治政府が、支配体制を安定化し財政取奪を強化することを目的として、そのための、地方における基盤を設定しようとしたものであった」(大石: 247)。しかし、三新法によって公認された地方議会は、それによって民衆の反抗をそらそうとした政府の意図にはんして、自由民権運動の新たな発展の踏み台となり、松方財政の展開にともなって増税政策の中心的役割をになわされた地方税をめぐって、激しい抵抗の場となった。明治政府は、1884年(明治17)に、応急的な措置として、新三法体制の大幅な改正を行った。1888年(明治21)に市町村制および1890年(明治23)に府県制・郡制が制定された。地方自治制のもとで、府県のみならず郡にも議会が設置され、その議決権が一般化され、自治権の一定の確立がはかられた。また、財政的にも、府県会・郡会および参事会の府県・郡財政一般に対する議決権が公認され、かつ住民の費用分担関係が詳細に明記されたことによって、その公的な自治体的性格が定着させられた。大石(1977)や笠原研究会(1999)を参照された。

- 9) 『那覇市史』通史篇第2巻、1974、p.658。
- 10) 久米島などの各地方は、島尻郡などに編入された(『沖縄県史』第13巻、pp. 630-659)。
- 11) また大田昌秀は、次のようにも記す。「区制がしかれ地方自治制度がようやく緒についた覚醒期」に「東都」で吸収した「新知識を自治制度の伸張に役立てるのではなく、彼ら少数の私益のために逆用した」。太田らが新知識を「世襲の地位を確保」するために「逆用」したという(太田 1995: 124-125)。しかし、「特別制度」を考察すると、「自治」の構想ではあるが、東京に留学した際の新知識を十分に活用しているということもできると思われる。さらに、大田は公同会運動を事大主義とも言っている。どういった点で公同会運動を「事大主義か」と言っているのか。「旧支配者が支那の国力を過大視し、その巨大な力に頼って自己の栄達をはかり特権を保持しよう」と目論だのと同じく、新支配者も日常の自治生活を推し進める過程で自らの地位を築き上げるかわりに、世界の舞台に仲間入りした帝国政府の強権を借りて、権力者としてのしかも世襲の地位を確保しようとしたのである。これこそが事大主義の典型だと言わねばなるまい」と記している(大田 1995: 125)。
- 12) 比嘉春潮は、復藩運動は当然に起こったことであると記し、その理由を「置県以来外来者が実業界においても官界に於いても、勢に乗じて県出身者を押しよとする形勢がつくられつつあることに対し、旧支配階級の勢力を盛りかえそうという考えが暗々のうちにあったかに見える」と記している(比嘉 1970: 438-439)。一方復藩運動ではないという論者として新里金福がいる。公同会運動は「同化」に手をかしながら自らの地歩を確保していく「売弁志願」階級の発想であり、復藩運動ではなく、「自治」を志向する運動でもない」と記して

- いる（新里 1974: 293）。
- 13) 『一木書記官取調書』（『沖縄県史』第 13 卷所収）、p. 302。
- 14) 『鹿児島新聞』「復藩党の再燃」明治 30 年 7 月 18 日。
- 15) 同上
- 16) 沖縄に一番近い鹿児島で、どこまで沖縄の実態が伝えられていたのかというのは今後の課題としたい。
- 17) 後に、太田朝敷が公同会運動の報道について次のように回想している。「当時鹿児島新聞の通信記者であつた佐々木笑受郎君等は、冷かし半分の態度で之を評し、故意に復藩論と名づけて役割までも製造して新聞に発表した事がある」（太田 1932:250）。太田が鹿児島新聞のどの記事を指して言っているのかは不明である。佐々木が「故意に復藩論」と名づけたというのなら、その意図は何なのか。佐々木は、沖縄に長い間常駐して新聞記者をしていた。沖縄の人々（開化党や頑固党と区別なく）と真っ向から対立することはなく、交友し比較的親密な関係にあった。しかし、当時の『鹿児島新聞』の公同会関連の記事についてみると、事実が誇張され、批判的に記されているように感じられる。
- 18) 琉球と外国との条約は、清との条約はもちろんのこと、琉仏条約、琉米条約、琉蘭条約などがあげられる。
- 19) 1872 年（明治 5）に外務省出張所が設置されるも、翌年 9 月 18 日、政府は外国人の創刊は従来通り琉球藩で取扱うよう命じている。
- 20) 脱清行為とは、県政に従わない頑固党の人々が、琉球王国復興のために清へと逃れる行為である。
- 21) 『那覇市史』資料篇 第 2 巻、p.652。
- 22) 同上、pp.657-656。
- 23) 同上、p. 658。
- 24) 「琉球新報は何事を為したる乎」『琉球新報』明治 36 年 12 月 25 日（『太田朝敷選集上巻』）、p. 283。
- 25) 杣山とは、王府時代の山林の一形態である。間切や島、村が王府の監督のもとに杣山を保護・育成し、王府の需要を満たすと同時に、住民は建築・薪炭その他必要な木材を許可を受けて伐採することができる入会地でもあった。
- 26) 「第六回帝国議会 衆議院議事速記録第十六号」（『官報号外』明治 27 年 6 月 3 日）伊佐によると木内は、松岡らが明治 27 年 4 月に結んだ「八重山開墾組合契約証」を提示し、彼等の命令書違反を主張したが、その後政府からは答弁はないままに終わったという（伊佐 1998: 296）。
- 27) 明治 15 年以降の甘蔗産業については、以下の通りである。「特ニ明治十五年頃ヨリハ、内地糖業ハ次第に沈衰セリ。於茲乎、当路ニ於テハ、沖縄島、奄美大島、九州、四国ノ苟モ氣候ノ温暖ナル方面ニハ、甘蔗ノ保護ヲ勉メ」ていた（農務彙纂 37『砂糖ニ関スル調査』p.9）。しかし、置県後、旧慣温存政策は糖業政策においても引き継がれ、貢糖・買上糖の制度は存続することとなった。貨幣が流通すると、黒糖生産農家は砂糖を作り売ることにより暮らしは楽になるかと考えられた。しかし、貨幣価値の変動（文替り）や租税納入などで農民は苦境にたたされていた。沖縄県庁は、明治 13 年に困窮している農家救済の目的で、政府から勸業資金 6 万 9 千円余を 1880 年（明治 13）に借り受けた。この勸業資金を農民に貸与し、糖業の改良と農民の救済をはかった。
- さらに県は、旧慣制度の下で、換金作物である糖業に対して県は 1888 年（明治 21）に甘蔗作付制限を撤廃した。寒暑作付制限は 1697 年（元禄 10）に始まったもので、百姓の頭高に応じた黒糖の産額や作付地域を制限した。甘蔗作付地域は島尻 15 間切、中頭 11 間切、国頭 3 間切及び伊江島に限定された。甘蔗作付制限が 1888 年に解除されてからも、買上糖は 1899 年（明治 31）の 3 月まで、貢糖は土地整理が終了した 1903（明治 36）まで廃止されず存続したため、農民の暮らしは楽にはならなかった。
- 28) 砂糖前代は、王府時代から多くの農家によって利用されてきた。それは、18 世紀にまでさかのぼる。王府時代は、農民は砂糖を自由に売買できない仕組みとなっていた。その頃は、王府が砂糖の専売権を持っており、王府が低価で買い上げた砂糖に対して、特に願出れば前代を貸し与えるという制度であった。幕末期には、王府に納める上納糖まで砂糖前代の抵当物として大和商人に引き取られることもあった。
- 29) 金城によると、「南風原間切惣耕作日記」に寄留商人と農民との砂糖前代に関する状況が見られることを示している（金城 1985: 137）。幕末期には、王府に納める上納糖まで砂糖前代の抵当物として大和商人に引き取られることもあった。
- 30) 『沖縄県史』12 巻、p.313。
- 31) 『鹿児島県史』第 4 巻、p. 440。
- 32) 松田通信は、仲島一帯の埋立て事業に手を出して、下泉町から東町に通ずる木橋（松田橋）のそばに屠殺場を建築し、豚肉一斤を三銭まで下落させ、那覇における屠殺業の独占を図ろうとした。地元業者は、「松田さんは豚の神」と野次って反対運動を興したといわれる（太田 1932:221）。
- 33) 第五国立銀行の設立に尽力したのが、奈良原繁であり、彼は第三代頭取を務めている。
- 34) 佐々木笑受郎は、27 歳の時に沖縄に渡った。彼は、琉球三郎と号し『東京時事』、『大阪毎日』、『鹿児島新聞』などに当時の沖縄の県状を通信していた。明治 27 年頃に来沖した新聞記者の佐々木笑受郎は、家に到着後、女の物売りが飴を売りに来た際のエピソードを語っている。佐々木が飴を三銭程買って五銭白銅を物売りの女に渡したが、お釣りを三銭もらったという。当時、宝永通宝「ミーフガー」が沖縄では通用していた。琉球では、一厘五毛も二厘のものも、厘として通用しており、一厘としてお釣りの「ミーフガー」を計算すると二銭になっていたという。この時佐々木は、「この通貨制度を利用すれば、それ丈でも金儲けができるぞと考えた」という。そのことは、すでに第四百七銀行が手を着けて、うんと一儲けやったと云うのを後で知ったと佐々木は回顧している（『沖縄日報』「佐々木笑受郎翁に日清戦役前後の沖

- 繩の話を聴く」昭和9年7月22日『那覇市史』資料篇第2巻中の4,1971)、p.672。
- 35) 『大阪毎日新聞』「琉球士族の企謀と沖縄」(四) 明治30年9月17日(『那覇市史』資料篇第2巻中の4,1971)、p.664。
- 36) 旧慣温存政策をたくみ使用したゆえに、本土の同業者組合が政府へと請願書が提出され、結果特別課税がかけられることとなった。その例としてあげられるのが、明治21年の沖縄県酒類出港税や「煙草税則改正ノ儀に付建議」(明治27)などがある。ここでは、沖縄県酒類出港税について取り上げたい。
- 沖縄県は、置県後も、政府の「旧慣温存」政策下にあったため、本土一般の酒税(造石税)は適用されていなかった。沖縄県で本土並みの酒造税が適用されるまで、年々2~3千円という少額であった。「旧慣」制度下の酒造税というのは、純然たる生産者税で、造石高や税率とは一切関係なく、米粟焼酎を醸造する者一軒につき一ヶ月銅銭百貫文(二円)、黍焼酎を醸造する者一軒につき、一ヶ月銅銭一貫八百七十五文(三銭八厘)であった。よって、泡盛を商品として大量に生産する者にとっては、非常に税負担が軽いのである。また、貨幣経済のそれほど浸透していない沖縄においては生産コストが低いという利点もある。新たな造石税を取り入れている鹿児島県の酒造家たちにとっては、沖縄のこの有利な条件に目をつける者がいた。彼らは沖縄に焼酎の原料である米をもちこみ、低コストによって泡盛を生産し、鹿児島に逆移出し、鹿児島の焼酎を圧倒した。寄留商人のこうした利益は、他府県の同業者の利益とはならない。その直接の被害者である鹿児島県酒造営業人鮫島弥右衛門他12名は、明治17年5月14日に連署し、鹿児島県令渡辺千秋に対して営業保護の嘆願書を提出した。1888年(明治21)11月1日より沖縄県酒類出港税則を公布、施行するにいたった。
- 37) 『那覇市史』通史篇第2巻、pp.173-174。
- 38) 同上、p.174。
- 39) 同年32年1月に沖縄県農工銀行が設立されている。沖縄県農工銀行は、県庁主導で設立され、政府から年5千円の補助金交付などを受けており、島内資本によって設立された銀行ではないため本稿では沖縄銀行のみを扱った。
- なお、沖縄銀行設立以前は、島内資本による貸金業として模合というものがあり、首里士族美里朝輝、渡嘉敷通陸、百名朝英の同興会と伊江朝真、比屋根・名護家の経営する金融業が現れ、「相当の成績を収めたようである」(石川1974:186)。
- 参考文献**
- 新里金福「特別区制の施行」(『那覇市史』通史篇第2巻)、1974。
- 「公同会運動」(『那覇市史』通史篇第2巻)、1974。
- 池原真一『沖縄農業史』月刊沖縄社、1979。
- 伊佐眞一「沖縄近代史における太田朝敷」(琉球新報社監修『太田朝敷選集』下巻、第一書房、1996)。
- 伊佐眞一編『謝花昇集』みすず書房、1998。
- 石川正秀「商業の発展と寄留商人」(『那覇市史』通史篇第2巻)、1974。
- 「尚家と首里・那覇の経済活動」(『那覇市史』通史篇第2巻)、1974。
- 伊丹正博「沖縄県農工銀行の創設と謝花昇」『地方金融史研究』地方金融史研究会、6号、1975。
- 「沖縄第五十二銀行の史的研究」『香川大学経済論叢』香川大学経済研究所36(5)、1963。
- 「創設期第五国立銀行の史的研究」秀村選三編『薩摩藩の構造と展開』西日本文化協会、1976。
- 大石嘉一郎「地方自治」(岩波講座『日本歴史』近代3)、1977。
- 大里康永『沖縄の自由民権運動』太平出版社、1969。
- 太田朝敷『沖縄県政五十年』国民教育社、1932。
- 大田昌秀『沖縄の民衆意識』新泉社、1995。
- 太田良博「区制改正と自治権の拡大」(『那覇市史』通史篇第2巻)、1974。
- 鹿児島県『鹿児島県史』第4巻、1945。
- 『鹿児島新聞』「復藩党の再燃」明治30年7月18日。
- 笠原研究会「明治十年代の地方財政にみられる三新法体制の影響」『政治学研究』慶應義塾大学、29巻、1999。
- 金城功『近代沖縄の糖業』ひるぎ社、1985。
- 瑞慶村雅史「沖縄銀行変遷史」大正15年(『那覇市史』資料篇第2巻下)。
- 仲原善忠『琉球の歴史』沖縄文化協会、1978。
- 那覇市役所『那覇市史』通史篇第2巻、琉球新報社、1974。
- 『那覇市史』資料篇第2巻中の4、琉球新報社、1971。
- 『那覇市史』資料篇第2巻中の5、琉球新報社、1972。
- 琉球新報社、1967。
- 西里喜行「旧慣温存下の県経済の動向」(沖縄県『沖縄県史』第3巻、1973)。
- 「琉球沖縄史における「自治問題」」『環』30巻、藤原書店、2007。
- 『清末中琉日関係史の研究』京都大学出版会、2005。
- 西原文雄『沖縄近代経済史の方法』ひるぎ社、1991。
- 東恩納寛惇「憧憬集」(琉球新報社編『東恩納寛惇全集』第5巻、第一書房、1978)。
- 比嘉春潮『新稿沖縄の歴史』三一書房、1970。
- 松島泰勝『沖縄島嶼経済史』藤原書店、2002。
- 牧野謙吉「金融機関の設立とその変遷」(『那覇市史』通史篇第2巻)、1974。
- 真境名安興『沖縄現代史』琉球新報社、1967。
- 宮城栄昌「特別県政の施行と初期県政」(『那覇市史』通史篇第2巻)、1974。